5.発災時の状況

ケース①:浚渫工事(福島県南相馬市)

- 小型船にて水質調査中に地震が発生
- 陸上に戻ったが、避難できる時間がないと判断
- ■浚渫船に移動し、港内で津波をやり過ごす

ケース②:ブロック据付工事(鹿島港)

- ・被覆ブロック据付中に地震が発生
- 作業を中止し、作業船はアンカーを解除し沖合いに避難
- ・起重機船上の職員は安全監視船で防波堤に移動
- ・防波堤から車にて指定避難場所に移動

ケース③: 国道を車にて移動中(宮城県多賀城市内)

- ・沿岸部の国道を移動中に地震が発生
- ・地震直後の停電により、信号が消え、渋滞で動けなくなる
- ・ラジオにより大津波警報を聞き、車での移動は無理と判断
- ・脇道に車を停め、走って高台に避難
- •その後の津波により車が流出

①工事が竣工 し、検査待ち の現場が多 かった

②冷静に避難 したケース が多かった

6.現場事務所の被災状況・業務再開への取り組み

<被災状況>

- ■各社の事務所が浸水、流出等の被災
- ■車両、資機材、資料が流出
- ■電気、ガス等のライフラインは使用不可
 ■国交省港湾事務所に間借りして作業
- ■2階は無事という事例が見られる

<業務再開への取り組み>

- ■被災を免れた宿舎での業務再開
- ■衛星電話、無線等の活用



流出した事務所(石巻)



大破した事務所(釜石)



浸水した事務所(小名浜)



打ち上げられた台船(小名浜)



流された車両(小名浜)

発災直後の取組み一航路啓開等一

7.東北地方整備局との災害応急対策協定について

名称:「災害時における東北地方整備局管轄区域の災害応急対 策業務に関する協定」

目的: 災害時における<u>応急対策のための建設資機材及び労力</u> 等の確保、動員の方法</u>を定め、被害の拡大防止、荷役施設 の早期復旧に資する

参加団体:社団法人 日本埋立浚渫協会 東北支部 東北港湾空港建設協会連合会 社団法人 日本海上起重技術協会 東北支部

※関東地方整備局等と同様の協定を締結

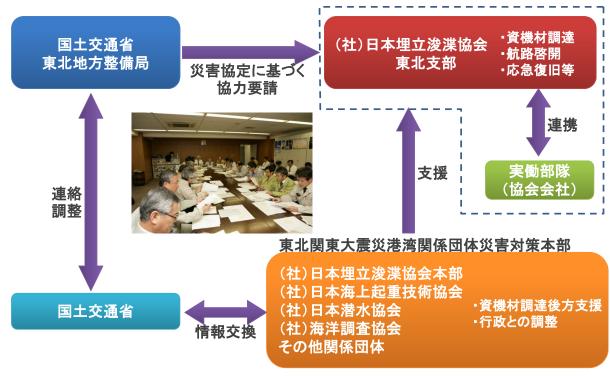
8.港湾における「啓開」作業とは

- 〇水中の障害物を取り除き、船が航行できるよう にすること
- 〇被災地への道路開通(道路啓開)、戦場における機雷撤去(掃海)などの意味でも用いられる

9.啓開作業実施上のポイント

- 1.指揮命令系統の確立
- ・誰から指示を受けるのか
- ・ 誰が判断するのか
- ・ バックアップ組織は?
- 2.啓開岸壁の明確化
- ・どの岸壁に向かって啓開するのか?
- 3.作業船舶の調達
- ・船舶の調達
- ・燃料の確保
- ・作業員宿舎の確保
- ・食料の確保
- 4.資機材調達・その他
- ・通信手段の確保
- ·陸上物資輸送
- ・建設重機、車両の調達

10.啓開作業の指揮命令系統



(注)関東地方整備局等についても同様の対応

11.最初に啓開作業の要請を受けた岸壁

港湾名	対象岸壁	岸壁水深	岸壁延長
八戸港	八太郎1号	-10m	370m 185m
久慈港	下諏訪	−10m	185m
宮古港	藤原	−10m	180m
釜石港	須賀	−11m	190m
大船渡港	野々田	−13m	270m
石巻港	中島 大手(5号以外) 日和	-5.5 ~ −10m	500m 580m 350m
仙台塩釜港(塩釜港区)	貞山	−9m	160m
仙台塩釜港(仙台港区)	雷神•高砂	−9m	410m 600m
相馬港	2号ふ頭	−12m	240m
小名浜港	藤原1・2・3号	-10m	185m 240m 185m
茨城港(常陸那珂港区)	中央ふ頭	−7.5m	130m
鹿島港	北公共ふ頭	−6m	170m

12.作業船の調達

各港で啓開作業に使用した作業船(3月30日時点)

起重機船	潜水士船	その他
20(12)	8(6)	22(10)

3月15日時点

※()の数字は地元建設会社の作業船隻数

震災発生直後は、地元建設会社と連絡がつかなかったさらに、地元建設会社も被災者となったため作業船が不足

不足する作業船を全国各地(北海道~九州)から調達 【作業船24隻中:地元建設会社4隻、その他20隻】

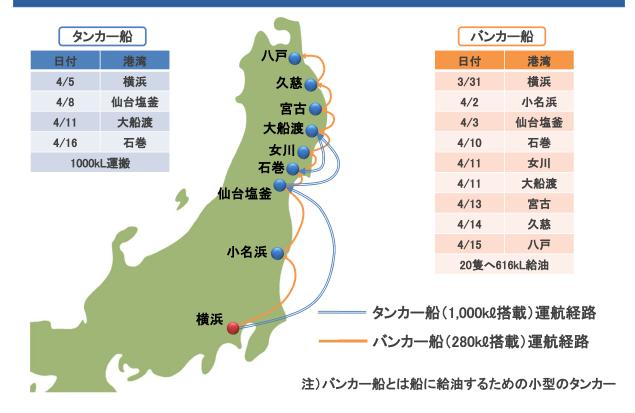
(内訳:関東12隻 東北4隻 近畿3隻 九州2隻 北海道・中部・四国各1隻)

4月30日時点

地元建設会社の企業活動の正常化に伴い、全国から調達した作業船が帰港し、作業は地元建設会社主体に移行

【作業船29隻中:地元建設会社19隻、その他10隻】

13.燃料補給船団の確保・回航



14.作業員宿舎の確保

不足する作業員の宿舎を様々な形態で確保

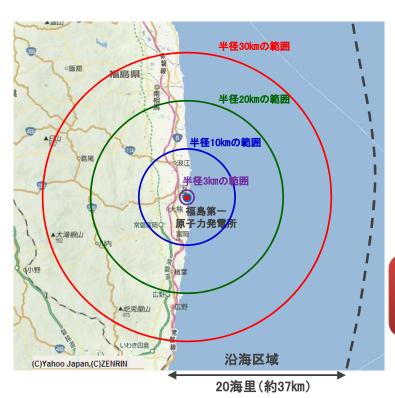


作業船宿舎(第8海工丸) 【居住区:29名】



休業中のホテル(松島)の入浴施設を活用

15.福島原発事故による作業船舶航行区域の制約



避難指示対象範囲

日時	福島第1発電所 からの距離
3月11日20時50分	2km
3月11日21時23分	3km
3月12日5時44分	10km
3月12日18時25分	20km
3月15日11時00分	20~30km (屋内退避)



- ・3月15日に海事局より通達
- ・緊急避難措置として、「避難区域が沿 海区域を超える状況となった場合には、 沿海区域を超えて航行が可能」

注)沿海区域とは海岸から20海里の水域 で、乗組員の基準や船舶検査内容が 決められている(船舶安全法)

16.通信手段の確保

通信各社の被災状況		
NTT東日本	最大で1,518,900回線が不通	
NTT docomo	6,720ヶ所の無線局が被災	
KDDI	約3,680ヶ所の基地局が被災	
SoftBank	3,786ヶ所の基地局が被災	

東京、茨城、栃木、福島、山形、岩手、宮城方面への通話規制実施

阪神淡路大震災の経験を踏まえ、衛星携 帯電話及び無線機を使用



衛星携帯電話

17.被災地への緊急物資輸送①

3月15日 国土交通省港湾局より緊急物資輸送の依頼

東北太平洋沖地震被災地への緊急物資輸送について		
日時	平成23年3月15日から約1ヶ月	
輸送先	青森県、岩手県、宮城県、福島県の各港湾	
輸送物資	被災地支援に必要な食料、生活用品、港湾復旧に必要な 人員及び各種資機材	

東北道、常磐道等の緊急交通路を走行

「緊急通行車両確認標章」の取得が必要

国土交通省から警察庁へ取得手続きの迅速化を要請



18.被災地への緊急物資輸送②



小名浜へ運搬



四国・近畿・中部の各地整で支援物 資を積み込み、東北地整へ運搬

中国支部では運搬用トラック等手配

(7月19日に中国地整より、支部が 災害関係功労者表彰を受けた)

19.啓開作業①: 異常点調査から揚収までの流れ

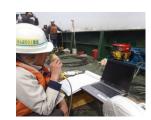
異常点調査 水深調査

- ナローマルチ測深機による調査
- ・異常点の有無と座標の確認

異常点確認時 には再撤去

異常点撤去

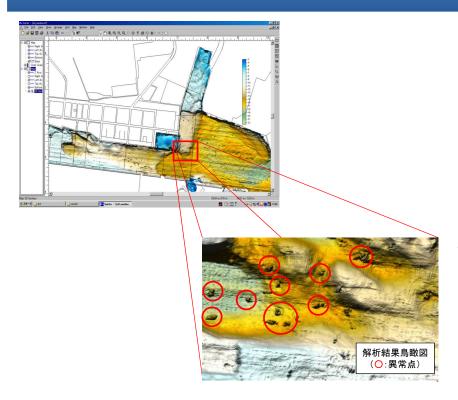
- •GPSを用いて位置出し
- ・潜水士による異常点の確認、玉掛け
- ・起重機船による撤去

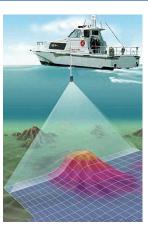


・ナローマルチ測深機による再調査

事後調査

20.啓開作業②: 異常点確認



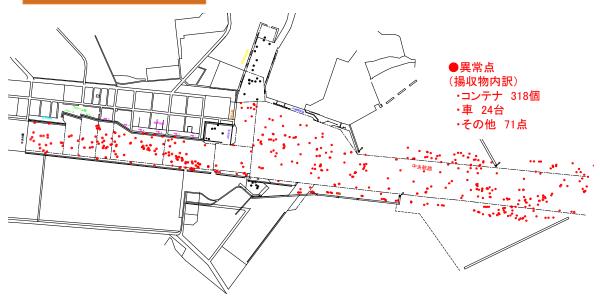


ナローマルチ測深*イメージ (国土交通省資料より)

※ナローマルチ測深機:指向性を持った超音波を扇状に送受信し、面的な測量を可能としたシステム

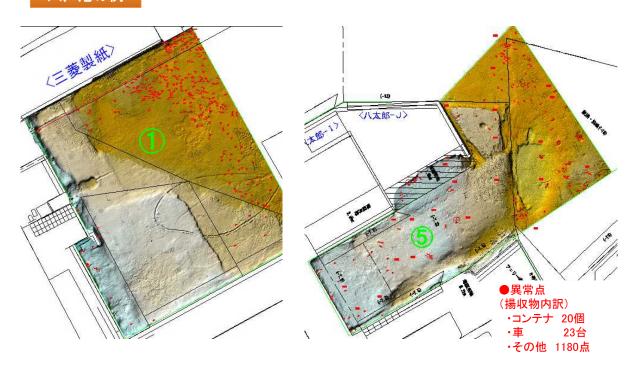
21.啓開作業③:異常点の分布状況(仙台塩釜港)

仙台塩釜港仙台港区の例



22.啓開作業④: 異常点の分布状況(八戸港)

八戸港の例



23.啓開作業⑤:揚収物

東北地方主要港湾における協会会員会社の揚収状況













コンテナ	自動車	その他(漁船、漁網、クレーン等)
347個	121台	1,721点

【H23年6月6日調査時点】

24.海上浮遊物、船舶の揚収及び回収

海上浮遊物・船舶の揚収状況



海上浮遊物の状況(宮古港藤原地区)





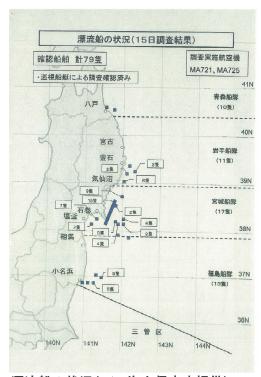




25.海上浮遊船の回収



太平洋上を漂流する建設用作業船(3/15~3/17)



漂流船の状況(3/15海上保安庁提供)

26.国土交通省所有船舶等の支援

〇主な支援内容

- ・緊急物資の陸揚げ
- ・船舶、防災フロートの曳航等
- ・揚収物の積降、運搬、仕分



清龍丸からの緊急物資 陸揚げ状況



白龍回収ゴミ陸揚げ状況



みずき回収ゴミ陸揚げ状況



防災フロート曳航状況



べいくりん曳航状況